

2011年7月27日

国立大学法人徳島大学長  
香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合 中央執行委員長  
葭森 健介

## 総務・財務担当理事（副学長）の兼業に関する公開質問状

拝啓

日々徳島大学の発展のためご尽力のことと拝察いたします。

さて、現職の徳島大学総務・財務担当理事（副学長）が、女子美術大学の理事を兼業されており、相手先の大学のホームページに掲載されています。

しかし、徳島大学兼業規則では、第32条の2項にて、「学校法人の役員(理事長、理事、監事)及び学校長並びに専修学校、各種学校又は幼稚園の設置者若しくはこれらを設置する団体の役員(理事長、理事、監事)及び学校(園)長を兼ねる場合」は原則として許可しないとされており、理事は就業規則の拘束を受けないという解釈かもしれませんが、教職員に対して就業規則を命じる立場である役員が、自ら就業規則に違反する行為を行うことは大きな問題であります。

また、本学では「徳島大学倫理規則」や「徳島大学行動規範」を定め、本学に勤務するすべての役職員に対して「職務の執行の公正さに対する社会の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本学の業務に対する社会の信頼を確保する」ことを求め（倫理規則第1条）、「私たちは、自らの行動において利益相反の有無に十分に注意を払い、そのような立場を可能な限り回避」（行動規範5-10）することと謳われております。役員規則でも、第5条にて利益相反行為の禁止が定められ、「役員は、国立大学法人徳島大学と役員との利益が相反する事項を行うについては、役員会の承認を得なければならない」とされており、

しかるに、競合する同業者である私立大学に理事という立場で兼業することは、給与支給の有無にかかわらず、利益相反の観点から見て大きな問題であると考えられます。こうしたことから、兼業規則では一般の教職員に対して他大学の理事を兼業することを禁止しているものと考えられますが、ましてや本学の理事の立場にある者が、他大学の理事を兼業することが認められてよいはずがありません。

上記の理由により、他大学の理事の兼業は学長として承認されるべきではなかったことであると考えられます。いかなるお考えにて、またいかなる手続にて兼業が承認されるに至ったのかという点につき、下記の通り、ご説明を承りたいと存じます。役員規則第5条

に基づく役員会の承認に関して、役員会議事録など関連資料の開示も合わせてお願いいたします。

万一、手続上に瑕疵がある場合には、「徳島大学懲戒規定」の標準例 1-10「兼業の承認等を得る手続のけ怠」に該当するものと思われます。また同規定では「非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき」にはより重大な処分を科すことが定められており、理事が疑義を招くような行為を行うことを厳に戒めるものとなっております。こうしたことも踏まえ、今後いかなる対応をお考えかについてもご説明いただきたいと思っております。

お忙しいところ恐れ入りますが、おおむね 2 週間程度でご回答ください。

なお、本質問状およびご回答は文部科学省高等教育局にも報告することを申し添えます。徳島大学の公正な運営にもとづく発展のために、私どもとしても尽力する所存です。

敬具

#### 記

総務・財務担当理事（副学長）の他大学の理事兼業につき、以下の質問にご回答ください。

1. 徳島大学兼業規則違反であるにもかかわらず兼業を承認された理由。
2. 競合する同業者である他大学の理事を兼業することについて、利益相反にあたるのではないかと思われるが、にもかかわらず兼業を承認された理由。
3. いかなる手続で兼業が承認されたのかという経緯をご説明ください。関連する役員会議事録などの資料の開示もお願いします。
4. 今後の対応をどのようにするのかご説明ください。

以上